

S C B H先導的ヘルスケアサービス 実証支援補助金

募 集 要 項

令和3年7月

主催：堺市健康寿命延伸産業創出コンソーシアム
(S C B H)

I. 実施概要

1. 目的

産学公民が協働して設立した堺市健康寿命延伸産業創出コンソーシアム（以下、「SCBH」という）では、まちびらきから50年以上が経過し、人口の減少とともに高齢化の進展が顕著である泉北ニュータウン地域等を活性化させ、高齢者がいつまでも人生を楽しみ、若い世代がこれからの人生を過ごしたいと感じる、付加価値の高いまちの実現に取り組むとともに、その効果が全市域に広がり、更にニュータウン再生の全国的なモデルとなることをめざし、「健康寿命の延伸」をテーマに、泉北ニュータウン地域等において行う先導的ヘルスケアサービスの実証事業に対して補助を行います。

※ 実証事業とは、補助期間終了後、実際に堺市内でサービスを開始することをめざし取り組む事業のことを言います。

II. 募集及び審査

1. スケジュール

- (1) 令和3年7月30日（金）：募集開始
- (2) 令和3年8月31日（火）：募集締切
- (3) 令和3年9月1日（水）～9月14日（火）：書類審査
- (4) 令和3年9月22日（水）：結果発表
- (5) 令和3年10月1日（金）～令和4年2月28日（月）：実証期間
- (6) 令和4年3月10日（木）：実績報告書等の提出

2. 補助対象者・資格要件

応募に際しての資格要件は、以下の通りです。

- (1) 全国の法人格を有する団体・企業、及び複数の企業等が参加するグループであること。グループの場合は代表事業者が申請主体となること。
- (2) 先導的ヘルスケアサービスのビジネス実績を有し、申請事業者で実装を実施できる体制を有すること。
- (3) 宗教活動や政治活動を目的としていないこと。
- (4) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (5) 堺市入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
- (6) 堺市公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を府内において営んでいない者であること。

3. 募集内容

以下の例に挙げられるような分野を対象に、泉北ニュータウン地域など高齢化が進展する地域において健康寿命延伸に資する、住民を対象とした先導的なヘルスケアサービスの実証事業を募集します。

- (1) 高齢者等のフレイル予防、社会参加支援等を実現するサービス
 - (2) 高齢者等の見守り・生活支援、認知症の早期発見・生活支援等を実現するサービス
 - (3) 生活習慣病予防や健康増進活動、健康管理等の促進を実現するサービス
- *特に ICT 技術を活用し、健康寿命延伸をめざすサービスを期待します

※実証事業の規模、手順、禁止事項について

- ・実証の対象人数は30名以上を想定しています。
- ・測定→サービス実施→測定のような実証参加者の実施前、実施後の変化を客観的指標（バイタルデータ、アンケート等）で評価、分析、報告してください。
- ・実証参加者の募集は採択事業者にて行ってください。
- ・採血、医薬品の治験等医療行為もしくはそれに準じる行為が必要となる実証事業は不可とします。
- ・実証期間終了後も自立的な事業を継続する意志のある企業等であること。

4. 応募方法

(1) 募集締切：令和3年8月31日（火）正午

(2) 応募方法：募集ページ

https://www.city.sakai.lg.jp/shisei/toshi/kenkou_iryuu/73112820210727163056753.html

より、所定の申請書（様式1）をダウンロードし、応募期間中に紙ベースで事務局までご提出いただくとともに、以下の提出先Eメールアドレスまで、ファイルを添付してご送りください。別途パンフレット等がある場合は添付してください。

(1) 応募書類提出先

事務局：堺市市長公室政策企画部先進事業担当

〒590-0078 大阪府堺市堺区南瓦町3-1

e-mail：senshin@city.sakai.lg.jp

担 当：中川、東

応募書類は紙ベースで提出いただくとともに、上記アドレスにメールでもご提出ください。

※エントリーシートが10MBを超える場合、その旨を上記Eメールアドレスまでご連絡ください。

5. 主な審査基準

下記(1)から(5)の観点で審査いたします。

(1)先進性

- ・既に普及している製品やサービスではなく、10年後も継続できるようなサービスであるか

(2)実現可能性

- ・本実証事業を実施することで健康寿命の延伸を図れる可能性があるか

(3)将来性

- ・地域的な広がりや将来的にスタンダードな製品やサービスになりうる事業か

(4)事業性

- ・ビジネスとして成り立ち、自立的な運営が可能か

(5)提案金額の妥当性

- ・見積もりが妥当であるか

6. 提出書類

【申請時】

- ・SCBH先導的ヘルスケアサービス実証支援補助金交付申請書（様式1）
- ・会社案内又はそれに類するもの（事業概要、資本金、従業員数などがわかるもの）
- ・直近3年の決算報告書類（法人として3年未満の場合は直近のもの）
- ・登記事項証明書（3か月以内のもの）
- ・国税の納税証明書（その3の3、令和2年10月1日以降に発行されたものを必ず添付すること。写し可。）
- ・実証事業の概要を記したプレゼンテーション資料（パワーポイント等5枚以内）
- ・その他、SCBH座長（以下「座長」という。）が必要と認める書類

【実証事業終了時】

- ・SCBH先導的ヘルスケアサービス実証支援補助金 実績報告書（様式3）
- ・SCBH先導的ヘルスケアサービス実証支援補助金 収支決算書（様式4）
- ・実証事業を実施したことを証明する書類（事業詳細の報告でも可）
- ・補助対象経費の支出を証明する書類の写し
- ・その他、座長が必要と認める書類

※上記を紙ベースで一部、提出いただくとともに事務局へメールでも送信ください。

(senshin@city.sakai.lg.jp)

7. 留意事項

(1) 重複応募・重複事業参画について

同一の事業内容で、既に堺市又は他都道府県、市町村等の補助事業等による採択を受けている場合、又は採択が決定している場合は応募できません。

また、堺市又は他都道府県、市町村等において類似性の高い事業を実施中又は予定している場合について、提案事業との役割分担や仕分けが応募書類に明確に記載され

ていない場合は、採択の対象から除外します。

なお、採択決定の通知後に判明した場合には、採択を取り消すことがあります。

また、同一者が複数件申請することはできません。

(2) 実施状況の調査等

座長は、補助事業の適正な執行を図るため必要であると認めるときは、補助事業者に対して報告を求め、又は現地調査等を行い、帳簿書類や設備等の物件を検査することができるものとし、

また、座長は、事業の内容確認のため、補助事業開始後も補助事業者に対し、現地調査及び事業実施経過の聞き取りを行うことができるものとし、この場合において、補助事業者は座長が行う調査及び聞き取りに対して協力するものとし、

(3) 補助事業の経理等

補助事業者は、補助事業の経費について、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経費と明確に区分して経理し、その収支の状況を明らかにしておかなければなりません。

(4) 不適正経理に伴う応募資格の停止

申請者が経済産業省所管補助金交付等の停止および契約に係る指名停止等措置要領（平成15・01・29会課第1号）別表第一号又は第二各号第一欄に掲げる措置要件のいずれかに該当する場合は、応募できません。

(5) 情報管理及び秘密保持

採択事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用できない。

なお、補助事業者が取得した研究成果、事業関係者の個人情報などの情報についても、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表できない。また、漏えいしてはならない。

(6) 法令の遵守

本補助金の交付申請者、及び採択を受け補助金を受給する補助事業者は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）（以下「補助金適正化法」という。）」、及び本事業の「SCBH先導的ヘルスケアサービス実証支援補助金交付要綱」をよくご理解の上、また、下記の点についても十分にご認識いただいた上で補助金受給に関する全ての手続きを適正に行っていただくようお願いします。

Ⅲ. 採択及び経費について

1. 採択及び金額、請求

- 書類審査の結果に基づき、採択事業者には申請用紙に記載いただいたメールアドレスに連絡するとともに、SCBH先導的ヘルスケアサービス実証支援補助金交付決定通知書（様式2）により、申請者に通知します。
- 補助金額は補助対象経費の事業費の1/2、1件あたり上限100万円（消費税・地方消費税のぞく）とし、予算290万円の範囲内で各採択者の補助額を決定します。

ただし、補助金の額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てます。

- ・ 補助事業経費の配分を変更（申請の計画から20パーセント以内の流用増減を除く）または補助事業の内容の変更、中止を行う場合は、あらかじめ座長に申請し、その指示に従ってください。
- ・ 実証期間内に実証事業が完了しない場合、または困難になった場合は、速やかに座長に申請し、その指示に従ってください。
- ・ 補助事業者は、実証期間終了後、10日以内に「6. 提出書類」の「実証事業終了時」に必要な書類を座長に提出してください。
- ・ 補助金の交付は本コンソーシアムから通知するSCBH先導的ヘルスケアサービス実証支援補助金確定通知書（様式5）の写しを添付し、SCBH先導的ヘルスケアサービス実証支援補助金交付請求書（様式6）にて、補助金の確定を受けた日から10日以内に、座長に交付請求を行ってください。
- ・ 採択件数としては3件を想定していますが、実証事業の先進性や実現可能性、将来性、事業性などから、該当する件数が無いこともあります。
- ・ 手続等は、補助金交付要綱をよく読み、適切に対応してください。

2. 経費

(1) 補助金対象経費

本実証支援補助金は以下の項目を対象経費とします。

○補助人件費

- ・ 実装実施にあたり、臨時に雇い入れる職員に対しての計上を想定しています。
- ・ 既に雇用され、給与支払いされている職員は対象外です。

○専門家謝金

- ・ 本事業を実施するための専門家、法律、リスクマネジメント、イベントの出演者等外部の専門家への謝金を想定しています。
- ・ 内部有識者への謝金支払いは原則として認められません。

○交通費

- ・ 本事業を実施するための委員・講師等の招へい旅費、職員等の出張旅費等を想定しています。
- ・ 社用車や職員の自家用車、常時借り受けているレンタカー等、本事業での用途のみに限定することが困難な自動車の使用に係る経費は、原則、計上できません。

○備品購入費

- ・ 本事業の用途のみで購入・使用されたことを事後に客観的に確認できるもの限り、計上することができます。
- ・ 本事業のみでの使用を特定することが困難な物品や、他用途への転用が容易な物品は、原則として計上することができません。自社事業等との切り分けが困難な経費については、自己負担としてください。（例：プリンターの用紙やインク、文具類、事務処理用のパソコン等）
- ・ 備品購入費の合計は補助金額総額の4分の1以内（上限25万円、消費税・地方消費税のぞく）としてください。

○施設改修費

- ・建物・施設の改修、増改築に要する経費（汎用性が高く使用目的が特定できない、または個人所有の物は除く）
- ・当該経費は、実証期間終了後も事業を実施する場合にのみ、計上を認めます。
- ・施設改修費の補助金額は補助金額総額の2分の1以内（上限50万円、消費税・地方消費税のぞく）としてください。

○会場費

- ・本事業のための説明会、測定会場、会議室等の経費を想定しています。
- ・社内会議室等には計上できません。

○印刷費

- ・説明会、実装開始の告知等に配布するチラシ等の印刷のための経費の計上を想定しています。

○その他経費

- ・研究機関への外注によるデータ分析、イベント時の設備機器レンタル費用等、実証参加者へのインセンティブ等の経費の計上を想定しています。

※消費税及び地方消費税は補助対象外です。

(2) 補助対象経費の支出を証明する書類

- ・補助対象経費の支出を証明する書類は、SCBH先導的ヘルスケアサービス実証支援補助金収支決算書（様式4）の科目単位でまとめて提出すること。
- ・補助対象経費の支出を証明する書類は、科目ごとに、購入日・品目・金額（税別額・消費税・税込額）を記載した整理表に、相手方及び品目等が明示された領収書等を添付して提出すること。これらに加えて、購入した備品の写真、請求書など補助対象経費が実在したことがわかる書類を添付するように努めること。
- ・ただし、1件1万円未満（税込）の領収書等については、補助事業者で5年間保管し、座長の指示があったときに提出することとし、整理表での記載のみとする。（補助対象経費の支出を証明する書類としての添付は不要）

IV. 問い合わせ先・申請書提出先

堺市健康寿命延伸産業創出コンソーシアム事務局：堺市市長公室政策企画部先進事業担当

- ・担当：中川、東
- ・電話：072-228-7480・FAX：072-222-9694・E-mail：senshin@city.sakai.lg.jp

V. その他

本募集要項に記載のない事項については、上記の問い合わせ先に問い合わせること。